

第1章 総 則

(目 的)

第 1 条 富士大学大学院（以下「大学院」という。）は、富士大学の目的使命に則り、学術理論およびその応用を教授研究し、その深奥を究めて、文化の進展に寄与することを目的とする。

(自己点検・評価、認証評価)

第1条の2 大学院は、教育研究水準の向上を図り、前条の目的を達成するため、大学院の教育研究活動等の状況について自ら点検および評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 大学院は、大学院の教育研究活動等の状況について、法令の定めに従い、認証評価機関の評価を受けるものとする。

3 前二項の自己点検・評価および認証評価に関して必要な事項は、別に定める。

第2章 課程・修業年限・学年・学期および休業日

(課程および修業年限)

第 2 条 大学院には、修士課程を置くものとする。

2 修士課程の標準修業年限は、2年とする。ただし、特に優れた業績をあげた者については、1年で修了することができるものとする。

3 大学院における最長在学年限は、4年とする。

(長期履修学生の修業年限)

第2条の2 職業を有している等の事情により、標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し、修了することを入学時に希望する者（以下「長期履修学生」という。）があるときは、学長は、これを許可することができる。

2 長期履修学生に関する事項は、別に定める。

(課程の趣旨および人材養成目的)

第 3 条 大学院は、広い視野に立って深い学識を授け、専攻分野における研究能力または高度の専門性を有する職業等に必要の高度な能力を養うものとする。

2 大学院は、次に掲げる人材を養成することを目的とする。

(1) 高度に専門的な知識を有する実務者

(2) 公的資格を有する専門職業人

(3) 研究者として専門研究に従事しうる人材

(学年および学期)

第 4 条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

2 学年を分けて、次の2学期とする。

前 期 開始日 4月1日

終了日 9月5日から20日までの間の各年度で定める日

後 期 開始日 前期終了日の翌日（休日の場合はその翌日）

終了日 翌年の3月31日

- 3 各年度の学期は、前項の規定を基準として、授業週および春・夏・冬季休業期間等を考慮し、学長が定める。

(授業期間)

第4条の2 授業期間については、富士大学学則第8条および第8条の2を準用する。

(休業日)

第5条 休業日は、次のとおりとする。ただし、休業日でも特別に授業または試験を行うことがある。

- (1) 土曜日、日曜日および国民の祝日に関する法律に規定する休日
 - (2) 春季休業 2月1日から3月31日まで
 - (3) 夏季休業 8月1日から第4条に定める前期終了日まで
 - (4) 冬季休業 12月20日から1月10日までの間の各年度で定める期間
- 2 各年度の休業日は、前項の規定を基準として、学長が定める。

第3章 教育方法等

(教育方法)

第6条 大学院の教育は、次の各号に定める方法により行うものとする。

- (1) 授業科目の授業
- (2) 修士論文の作成指導または特定の課題についての研究指導

2 前項第2号の指導を研究指導といい、研究指導を担当する教員を研究指導教員という。

(履修方法等)

第7条 大学院の研究科における授業科目は、別表のとおりとする。

2 授業科目および研究指導の履修方法については、別に定める。

(学部の授業科目の履修)

第8条 研究指導教員が教育上有益と認めるときには、学部の授業科目等を履修させることができる。

(単位の認定)

第9条 大学院の授業科目を履修した者に対して、試験の上、合格者に所定の単位を与えるものとする。

2 授業科目に関する試験については、学長が定める。

(入学前の既修得単位の認定)

第9条の2 学長は、教育研究上有益であると認めるときは、大学院入学前に他大学院を含む大学院において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）を、大学院入学後に大学院の授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。ただし、大学院において修得したものとみなす単位数は10単位を超えないものとする。

第4章 課程の修了および学位の授与

(修士課程の修了要件)

第 10 条 修士課程の修了要件は、大学院に2年以上在学し、所定の31単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ、修士課程の目的に応じ、修士論文を提出し、修士論文の審査および最終試験に合格しなければならない。ただし、第2条第2項ただし書に該当する者の在学期間については、1年以上在学すれば足りるものとする。

2 学長が、修士課程の目的に応じ適当と認めるときは、特定の課題についての研究の成果（以下「研究の成果」という。）の審査をもって、修士論文の審査に代えることができる。

(課程修了の認定)

第 11 条 課程修了の認定は、学長が行うものとする。

(成績評価・単位認定)

第 12 条 授業科目の成績評価は、次のとおりとし、合格者には単位を認定する。

- ①秀 (S) ; 90 点以上 (合格) ②優 (A) ; 80～89 点 (合格)
- ③良 (B) ; 70～79 点 (合格) ④可 (C) ; 60～69 点 (合格)
- ⑤不可 (D) : 59 点以下 (不合格)

2 修士論文または研究の成果の成績評価は、次のとおりとする。

- ①秀 (S) ; 90 点以上 (合格) ②優 (A) ; 80～89 (合格)
- ③良 (B) : 70～79 (合格)
- ④不可 (D) 69 点以下 (不合格)

3 成績評価について必要な事項は、別に定める。

(修士論文または研究の成果の審査および最終試験)

第 13 条 修士論文または研究の成果（以下、併せて「論文等」という。）の審査および最終試験は、学長の命を受けて、研究科委員会が行うものとする。

2 論文等の審査および最終試験について必要な事項は、別に定める。

(学位の授与)

第 14 条 修士課程を修了した者に対して、別表に定めるところの、次のいずれかの学位を授与するものとする。

経済・経営システム研究科	修士（経済学）
	修士（経営学）

(学位の規定)

第 15 条 本規則に定めるもののほか、学位授与の要件その他学位の授与に関する必要な事項は、学位規程の定めによるものとする。

第5章 入学、休学、退学、転学、除籍、留学等

(入学の時期)

第 16 条 入学の時期は、学年の初めとする。

2 学長は、教育研究上有益と認めるときは、後期からの入学を認めることができる。この場合、後期入学者の学年については、第4条第1項の定めにかかわらず、後期から始まり翌年度の前期に終わるものとする。

- 3 学長は、やむを得ない事情がある場合には、学期の中途からの入学を認めることができる。ただし、この場合は、教育研究上支障がないように配慮しなければならない。なお、この場合の在学期間は、学期の初めから算定し、学年は学期の初めから開始するものとする。

(入学資格)

第 16 条の 2 大学院に入学できる者は、学校教育法第 102 条に該当し、入学試験に合格した者とする。

(入学試験手続)

第 17 条 入学志願者は、所定の手続により願い出るものとする。

(入学者の選抜)

第 18 条 入学者の選抜については、学長が決定する。

- 2 入学者の選抜については、別に定める。

(入学手続および入学許可)

第 19 条 入学者の選考の結果に基づいて合格の通知を受けた者は、所定の書類を指定された期間中に提出するとともに、入学金、授業料、その他費用（以下「学費」という。）を納付しなければならない。

- 2 学長は、前項の入学手続を完了した者に入学を許可するものとする。

(休学・復学)

第 20 条 病気その他やむを得ない事由により、2 ヶ月以上修学できないときは、医師の診断書、またはその事由を証明する書類を添え、学長に願い出て、許可を得て休学することができる。

- 2 病気のため修学が不相当と認められる者には、学長は、休学を命ずることができる。
- 3 休学は、当該学年限りとする。ただし、特別な事情がある場合には、引き続き休学を許可することがある。また、通算 2 年を超えることができない。
- 4 休学期間は、第 2 条に定める在学年数に算入しない。
- 5 休学の事由が消滅したときは、医師の診断書またはその事由を証明する書類を添え、学長に願い出て、許可を得て、復学することができる。

(退 学)

第 21 条 病気その他やむを得ない事由により、退学しようとする者は、その事由を証明する書類を添え、学長に願い出て、許可を得なければならない。

(再入学)

第 22 条 前条の規定により退学した者が再入学を願い出たときには、学長は、学年の初めに限り、これを許可することができる。

- 2 第 24 条または第 41 条による退学者は、再入学することができない。

(転 学)

第 23 条 学生が、他の大学院に転学しようとするときは、学長の許可を得なければならない。

- 2 他の大学院から大学院に転入学を志望する者がある場合、学長は、選考のうえ、これを許可することができる。

(除 籍)

第 24 条 学長は、次の各号の一に該当する者について、除籍するものとする。

- (1) 第 2 条第 3 項に定める最長在学年限を超えた者
- (2) 死亡または行方不明の届け出のあった者（証明書類の添付を要する。）

(指定事項による退学)

第 25 条 学長は、次の各号の一に該当する者について、退学させることができる。

- (1) 第 20 条に定める休学期間の限度を超えた者
- (2) 正当な理由なく授業料等の納付を怠った者で、督促してもなお納付しない者
- (3) 所定の期日までに当該年度の履修登録をしない者で、修学の意思を照会しても返答のない者

(留 学)

第 26 条 外国の大学院またはこれに相当する高等教育機関において修学することを志望する者は、学長に願い出て、許可を得て留学することができる。

- 2 前項の留学の期間は、第 2 条に定める在学年数に含めることができる。
- 3 第 1 項の規定により留学して単位を修得した場合、学長は、この修得した単位の全部または一部を大学院において修得した単位と認定できるものとする。
- 4 留学に関する学内手続等については、別に定めるものとする。

第 6 章 学費等

(学費の額および論文審査料)

第 27 条 学費等および学位の論文審査料の額は、別に定めるものとする。

第 7 章 科目等履修生、聴講生、特別研究生、研究生および委託生

(科目等履修生)

第 28 条 大学院学生以外の者で、大学院の授業科目の履修を希望する者があるときは、学長は、選考のうえ、科目等履修生として当該授業科目の履修を許可することができる。

- 2 科目等履修生として履修した授業科目について、試験を受け合格した場合は、所定の単位を与える。
- 3 科目等履修生に関する規程は、別に定める。

(聴講生)

第 29 条 大学院学生以外の者で、大学院の授業科目の聴講を希望する者があるときは、学長は、選考のうえ、聴講生として当該授業科目の聴講を許可することができる。

- 2 聴講生に関する規程は、別に定める。

(研究生)

第 30 条 特定の専門事項について研究を進めよう并希望する者があるときは、学長は、選考のうえ、大学院における研究を許可することができる。この者を研

究生と呼ぶ。

- 2 研究生に関する規程は、別に定める。

(特別研究生)

第 30 条の 2 特定分野の教育指導を受けることを希望する者があるときは、学長は、選考のうえ、これを許可することができる。この者を特別研究生と呼ぶ。

- 2 特別研究生に関する規程は、別に定める。

(委託生)

第 31 条 公共団体またはその他の機関から、大学院で研究を行う者の受け入れを委託されたときは、学長は、大学院における研究を許可することができる。この者を委託生と呼ぶ。

- 2 委託生に関する規程は、別に定める。

(科目等履修生、聴講生、特別研究生、研究生、委託生の学費等)

第 32 条 科目等履修生、聴講生、特別研究生、研究生、委託生の学費等については、別に定める。

第 8 章 外国人留学生

(外国人留学生)

第 33 条 外国人であって大学院に入学を志望する者があるときは、学長は、選考のうえ、外国人留学生として入学を許可することができる。

- 2 大学院学則の定めは、外国人留学生に準用する。ただし、外国人留学生について、別に特則を定めることがある。

第 9 章 教員組織および運営組織

(教員組織)

第 34 条 大学院に、大学院担当の教授、客員教授、准教授、講師を置く。

- 2 大学院研究科に、大学院担当の教授の中から選任した研究科長を置く。研究科長は、研究科委員会の議長となる。

- 3 前二項の他、大学院に必要な職員を置くことができる。

(授業等の実施者)

第 35 条 大学院における授業および研究指導は、大学院担当教員のうち、教授、准教授および客員教授が行う。ただし、講義および研究指導補助については、大学院担当教員のうち、専任講師および非常勤講師が行うことができる。

(研究科委員会)

第 36 条 大学院研究科に研究科委員会を置く。研究科委員会は、大学院担当の本学専任教員をもって構成する。

- 2 研究科委員会は、大学院の教育研究に関する事項を審議する。なお、「審議する」とは、論議・検討することであり、富士大学大学院としての決定を行うものではない。

- 3 研究科委員会は、学長が、次に掲げる事項について決定を行うに当たり、意見を述べるものとする。

- (1) 学生の入学（転入学・再入学を含む）および課程の修了

- (2) 学位の授与
- (3) 前二号に掲げるもののほか、大学院の教育研究に関する重要な事項で、研究科委員会の意見を聴くことが必要なものとして、学長が定めるもの
- 4 研究科委員会は、前項に掲げるもののほか、その審議した事項について、学長の求めに応じ、意見を述べることができる。

(事務組織)

第 37 条 事務組織については、別に定める。

第 10 章 研究施設等

(研究施設・組織)

第 38 条 大学院学生は、その研究目的を達成するため、富士大学図書館およびその他の施設を利用することができるほか、研究組織に属することができる。

第 11 章 賞 罰

(表 彰)

第 39 条 人物および学術の優秀な者について、学長は、これを表彰することができる。

(徴 戒)

第 40 条 大学院学生が諸規則・諸規程に違反し、または学生の本分にもとる行為があると認められたときは、学長は、これを懲戒する。

2 懲戒の種類は、退学、停学および訓告とする。

3 懲戒処分の手続については、別に定める。

(退 学)

第 41 条 前条の退学処分は、次の各号の一に該当する者に対して行うことができる。

(1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者

(2) 学業を怠り、成業の見込みがないと認められる者

(3) 正当な理由がなく、出席が常でない者

(4) 秩序を乱し、本学の名誉を損ない、学生としての本分に反した者

第 12 章 準用規定

(準 用)

第 42 条 この規則に規定のない事項については、富士大学学則を準用する。

2 この規則の実施について必要な事項は、別に定めるものとする。

第 13 章 改正

(改 正)

第 43 条 大学院学則の改正については、学長が、改正案を作成して、理事会に提案し、理事会の決議によらなければならない。

2 大学院学則の改正案の提案は、学長以外の理事も行うことができる。

附 則

本学則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、平成16年4月1日改正し、施行する。

附 則

本学則は、平成19年4月1日改正し、施行する。

附 則

本学則は、平成20年4月1日改正し、施行する。

附 則

本学則は、平成24年4月1日改正し、施行する。

附 則

本学則は、平成25年4月1日改正し、施行する。

ただし、改正後の第12条は、平成25年度入学者から適用する。

附 則

本学則は、平成26年4月1日改正し、施行する。

附 則

本学則は、平成26年11月29日改正し、平成27年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、平成27年3月21日改正し、平成27年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、平成29年9月16日および平成30年3月21日改正し、平成30年4月1日から施行する。ただし、第10条に定める修了要件のうちの修得単位数に関し、平成29年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則

本学則は、平成31年3月21日改正し、平成31年4月1日から施行する。(別表改正)